

◇利用にあたって

■調査の概要

1. 調査の目的

事業所・企業統計調査（総務省所管、指定統計第2号）は、わが国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにするとともに、各種行政施策のための基礎資料を得るほか、各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的としている。

2. 調査期日

平成18年10月1日現在

なお、事業所・企業統計調査は本調査及び簡易調査からなり、本調査は5年ごとに実施し、その中間に民営事業所のみを対象とした簡易調査を実施している。

今回の調査は、平成16年の簡易調査に続く本調査である。

3. 調査の対象

調査日現在で国内に所在するすべての事業所を調査対象としている。ただし、次の事業所は調査対象から除かれている。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A-農業、大分類B-林業、大分類C-漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）
- (2) 日本標準産業分類の「中分類83-その他の生活関連サービス業（小分類832家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類94-外国公務」に属する事業所

4. 用語の解説

従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

派遣・下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

■利用上の注意

1. この統計表の数値は、総務省が公表している西条市分の一部です。
2. 事業所の産業分類は、事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類されています。
3. 統計表中の符号
「－」：皆無又は該当数値なし
「…」：調査していないもの